

資料2

平成23年度高規格堤防実施事業箇所^の事業評価審議結果

平成23年度実施箇所の事業評価の審議結果について

事業実施中の地区うち、中止した場合に土地所有者等の社会経済活動に重大な支障を及ぼすこととなる6地区で事業評価を実施し、事業の継続を認められた。

河川名	地区名	総便益(B)	総費用(C)	費用便益比(B/C)
荒川	小松川地区	720 (億円)	488 (億円)	1.5
荒川	川口地区	1,290 (億円)	666 (億円)	1.9
淀川	海老江地区	148 (億円)	119 (億円)	1.3
淀川	大宮地区	62 (億円)	13 (億円)	4.9
淀川	大庭地区	188 (億円)	48 (億円)	3.9
大和川	阪高大和川線地区	5,558 (億円)	984 (億円)	5.6

○荒川高規格堤防整備事業（川口地区）、（小松川地区）

事業の継続が妥当

「荒川高規格堤防整備事業(川口地区)」及び「同事業(小松川地区)」については、事業が相当程度進捗しており残る事業はわずかであることから、平成24年度以降の事業方針についても早急に検討を進め決断すべきである。

○淀川高規格堤防整備事業（海老江地区）、（大宮地区）、（大庭地区）

当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、中止した場合、土地所有者や住民等への社会経済活動に重大な支障を及ぼすことが想定されるため、対応方針(原案)のとおり「事業継続」でよいと判断される。

○大和川高規格堤防整備事業(阪高大和川線(一体整備)地区)

当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、中止した場合、土地所有者や住民等への社会経済活動に重大な支障を及ぼすことが想定されるため、平成23年度については、必要最小限の措置を行い継続実施する。平成24年度については、別途行われる事業スキームの抜本的な見直しにより判断することとなる。